

# 放射性物質の農産物等への影響調査について（第140報）

平成25年5月17日

埼玉県は、国の協力を得て東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質の農産物等への影響調査を実施しています。

今回の調査では、野菜・果樹、茶、林産物及び市場流通品について検体を採取し分析を行った結果、全ての検体において基準値を下回りました。

## 1 野菜・果樹の調査結果

採取日：平成25年5月13日、14日

結果判明日：平成25年5月16日

分析機関：一般財団法人 材料科学技術振興財団

一般財団法人 新日本検定協会 SK横浜分析センター

品目	産地 市町村名	放射性物質 (Bq/kg)		
		放射性セシウム 134	放射性セシウム 137	放射性セシウム 計
ハウレンソウ	所沢市	<5.00	<6.61	—
ミズナ	所沢市	<4.86	<5.82	—
山東な	さいたま市	<5.39	<5.74	—
タマネギ	行田市	<5.94	<5.33	—
	皆野町	<5.15	<5.19	—
キュウリ	本庄市	<4.99	<5.93	—
	上里町	<4.22	<6.00	—
ナス	久喜市	<4.29	<5.10	—
ダイコン	志木市	<5.04	<5.39	—
	和光市	<4.95	<4.99	—
	新座市	<3.93	<5.43	—
ニンジン	所沢市	<4.47	<5.91	—
エシャレット	美里町	<6.7	<6.2	—
アスパラガス	深谷市	<6.9	<6.3	—
ツルムラサキ	熊谷市	<5.37	<6.38	—
ミツバ	鴻巣市	<4.72	<5.61	—
フキ	東秩父村	<4.87	<6.54	—
ウメ	越生町	<8.3	<8.3	—
	美里町	<4.89	<5.00	—
基準値 (一般食品)				100

※ 「<〇.〇」とは、検査機器で測定できる検出限界値（3.93～8.3Bq/kg）未満であることを示す。

## 2 茶の調査結果

採取日：平成25年5月9日、13日、14日

結果判明日：平成25年5月13日、15日、16日

分析機関：一般財団法人 新日本検定協会 SK横浜分析センター

品目	生葉 生産地	放射性物質 (Bq/kg)		
		放射性セシウム 134	放射性セシウム 137	放射性セシウム 計
荒茶浸出液 * 飲用状態での検査	所沢市	< 1.0	< 1.0	—
		< 1.0	< 1.0	—
		< 1.0	< 1.0	—
		< 1.0	< 1.0	—
		< 1.0	< 1.0	—
		< 1.0	< 1.0	—
	入間市	< 1.0	< 1.0	—
		< 1.0	< 1.0	—
		< 1.0	1.21	1.2
		< 1.0	< 1.0	—
		< 1.0	< 1.0	—
		< 1.0	< 1.0	—
	日高市	< 1.0	< 1.0	—
	ふじみ野市	< 1.0	< 1.0	—
基準値 (飲料水)			1.0	

※ 「< 1.0」とは、検査機器で測定できる検出限界値 (1.0Bq/kg)未満であることを示す。

\* 飲用状態での検査

厚生労働省の「食品中の放射性セシウム検査法」に定められたとおり、荒茶又は製茶を30倍量の湯(90℃)で60秒間浸出させ、40メッシュの茶こしでろ過した浸出液をゲルマニウム半導体検出器で検査している。

## 3 林産物の調査結果

採取日：平成25年5月14日

結果判明日：平成25年5月15日

分析機関：一般財団法人 新日本検定協会 SK横浜分析センター

品目	産地 市町村名	放射性物質 (Bq/kg)		
		放射性セシウム 134	放射性セシウム 137	放射性セシウム 計
原木シイタケ (施設栽培)	横瀬町	4.09	10.4	14
基準値 (一般食品)			100	

#### 4 市場流通品の調査結果

##### (1) 一般食品（他県産畜産物）の調査結果

採取日：平成25年5月13日

結果判明日：平成25年5月13日

分析機関：埼玉県食肉衛生検査センター

品目	産地	放射性物質 (Bq/kg)		
		放射性セシウム 134	放射性セシウム 137	放射性セシウム 計
豚肉	群馬県 桐生市	< 25		—
		< 25		—
		< 25		—
		< 25		—
基準値 (一般食品)				100

※ NaI（シンチレーションスペクトロメータ）によるスクリーニング分析。

※ 「< 25」とは、検査機器で測定できる検出限界値(25Bq/kg)未満であることを示す。

##### (2) 牛乳の調査結果

採取日：平成25年5月13日

結果判明日：平成25年5月14日

分析機関：埼玉県衛生研究所

品目	製造施設 所在地	放射性物質 (Bq/kg)		
		放射性セシウム 134	放射性セシウム 137	放射性セシウム 計
牛乳	狭山市	< 0.68	< 0.47	—
	日高市	< 0.57	< 0.54	—
基準値 (牛乳)				50

※ 「< 0.〇〇」とは、検査機器で測定できる検出限界値(0.47~0.68Bq/kg)未満であることを示す。

(注) 検査機関では厚生労働省が示した試験法に基づいて検査を実施しておりますが、食品の放射性物質検査の特性上、検出限界値は、検体や検査機器によって異なります。

#### 【問合せ先】

(野菜・果樹・茶については)

農林部 農産物安全課

有機・安全生産担当 長嶋・中村

直通 048-830-4057

内線 4057

E-mail: a4070-05@pref.saitama.lg.jp

**(林産物については)**

農林部 森づくり課  
森林技術・林業支援担当 阿曾・阿部  
直通 048-830-4325  
内線 4325  
E-mail: a4300@pref.saitama.lg.jp

**(市場流通品については)**

保健医療部 食品安全課  
監視・食中毒担当 吉永・渋谷  
直通 048-830-3611  
内線 3611  
E-mail: a3420@pref.saitama.lg.jp